資　料　2
令和7年11月17日
第3回運営協議会

料金改定の推移

		平成19年度（2007）	平成20年度（2008）	平成21年度（2009）	平成22年度（2010）	平成23年度（2011）	平成24年度（2012）	平成25年度（2013）	平成26年度（2014）	平成27年度（2015）	平成28年度（2016）	平成29年度（2017）	平成30年度（2018）	平成31年度（2019）～令和7年度（2025）
医療分	所得割額	5.20%	4.00%	4.00%	4.50%	4.50%	5.41%	5.41%	5.41%	5.41%	5.41%	5.41%	5.41%	5.41%
	資産割額	15%	15%	15%	10%	10%	廃止							
	均等割額	20,000	14,700	14,700	17,200	17,200	19,800	19,800	19,800	22,800	25,800	28,800	31,600	31,600
	平等割額	9,300	9,300	9,300	11,800	11,800	11,800	11,800	11,800	8,800	5,800	2,800	廃止	
後期高齢者支援金等分	所得割額		1.20%	1.20%	1.20%	1.20%	1.22%	1.68%	1.68%	1.68%	1.68%	1.68%	1.68%	1.68%
	均等割額		5,300	5,300	5,300	5,300	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
介護分	所得割額	1.34%	1.34%	1.34%	1.34%	1.34%	1.64%	1.64%	1.64%	1.64%	1.64%	1.64%	1.64%	1.64%
	均等割額	15,100	15,100	15,100	15,100	15,100	14,300	14,300	14,300	14,300	14,300	14,300	14,300	14,300

所得割額は賦課標準額に上記数値をかけて算出。
資産割額は固定資産税額に上記数値をかけて算出。
均等割額は被保険者数に上記数値をかけて算出。
平等割額は1世帯当たり上記金額を合算して算出。

平成20年度の料金改定では、後期高齢者支援金等分が新設されたことに伴い、医療分を引き下げることにより、保険料増加を抑制。
平成22年度の料金改定では、医療分の資産割額を減額したたため、減額分を補うため、他の医療分をプラス改定。
平成24年度の料金改定では、医療分の資産割額の廃止に伴い、他の医療分、支援金等分、介護分をプラス改定。
平成25年度の料金改定では、支援金等分の所得割額のみプラス改定。
平成27～30年度の料金改定では、平等割額を減額するため、その分を均等割額のプラスで保険料増加を抑制。
平成31年度から令和7年度までは料金改定なし。